

商業統計調査における産業分類格付け方法について

(1) 調査対象候補の選定（準備調査名簿の作成）

前回平成 16 調査後の確定名簿を基に、平成 18 年事業所・企業統計調査（卸売・小売業）の新設事業所情報、大規模小売店舗等の届け出情報、業界団体会員名簿等を加えて調査対象名簿を作成。

その後、調査員が受け持ち調査区を巡回し、実地に商業事業所の存在を確認し、調査票を配布。



(2) 大分類格付けの考え方

商業販売額等（修理料、仲立手数料含む）とその他収入額を比較して、商業販売額等が多い場合は商業（卸売業又は小売業）。

その他の収入額が商業販売額等を上回る場合でも商業以外の事業活動を大分類ごとの収入額で確認し、個々の大分類の収入額が商業販売額等を上回らない場合は商業とし、上回る場合は商業統計調査の対象外。（記入例参照）



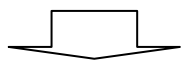
(3) 卸売業、小売業の決定

まず、年間販売額のうち、卸売業、小売業それぞれの販売額を比較して、いずれが大きいかによって卸売業か小売業かを決定。



(4) 産業中分類の決定

次に、卸売業か小売業のいずれかが決定された後、卸売業に格付けされた場合は卸売の年間商品販売額を、小売業に格付けされた場合は小売の年間商品販売額を基に、商品分類番号（5桁）の上2桁（中分類）を同じくする品目の年間商品販売額をそれぞれ合計し、その額が最も大きい分類番号により産業中分類（2桁）を決定。



(5) 産業小分類の決定

その産業中分類に属する品目のうち、商品分類番号の上3桁（小分類）を同じくする品目の年間商品販売額をそれぞれ合計し、その額が最も大きい分類番号により産業小分類（3桁）を決定。



(6) 産業細分類の決定

さらに産業小分類に属する品目のうち、商品分類番号の上4桁（細分類）を同じくする品目の年間商品販売額をそれぞれ合計し、その額が最も大きい分類番号により産業細分類（4桁）を決定。

〔商業となる例〕

商業以外の事業活動（「その他の収入額」欄の ~ ）が複数あって、それぞれの産業が商業収入額（年間商品販売額）より小さい場合は商業。

(1) 年間商品販売額
(単位: 万円 消費税額を含む)

卸売販売額計	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
							40	00	00	

小売販売額計	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
							60	00	00	

年間商品販売額（卸売 + 小売） 10,000 万円
 商業販売に関連する収入・仲立手数料 1,000 万円

商業収入額 11,000 万円
 製造業出荷額 8,000 万円
 飲食部門収入額 5,000 万円
 サービス業収入額 4,000 万円
 上記以外の収入額 2,000 万円

(2) その他の収入額

(単位: 万円 消費税額を含む)

兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
				20	00	00	00	

その他の収入額の内訳を割合で記入してください

その他の収入額の内訳（小数点以下は四捨五入）			
商品販売に関する収入	修 理 料	%	飲食部門収入額 25 %
	仲立手数料	5 %	サービス業収入額 20 %
製造業出荷額	40 %	上記（ ~ ）以外の収入額	10 %
合 計（ ~ ）			100 %

〔対象外の例〕

商業以外の事業活動(「その他の収入額」欄の ~)が一つだけで、商業収入額(年間商品販売額)より大きい場合は、商業以外の産業に分類されるため対象外。

(1)年間商品販売額
(単位:万円 消費税額を含む)

卸売販売額計	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
							4	0	0	0

小売販売額計	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
							6	0	0	0

年間商品販売額(卸売+小売) 10,000万円
 商業販売に関連する収入
 修理料 1,000万円
 " 仲立手数料 1,000万円

商業収入額 12,000万円
 製造業出荷額 18,000万円

(2)その他の収入額

(単位:万円 消費税額を含む)

兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
				2	0	0	0	0

↓ その他の収入額の内訳を割合で記入してください

その他の収入額の内訳 (小数点以下は四捨五入)				
商品販売に関する収入	修理料	5%	飲食部門収入額	%
	仲立手数料	5%	サービス業収入額	%
製造業出荷額	90%	上記(-)以外の収入額		%
合計 (-)				100%